

議案第29号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年上越市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。